

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

① 原料供給を通じた事業基盤の構築

一度栽培が途絶えた三戸町のホップを、代表者自身が地域おこし協力隊として復活させた経緯を活かし、新たな原料としての価値を共創するお取引先様と連携。ホップを安定的に供給するパートナーシップを構築し、これを当社の揺るぎない事業基盤とします。

② 地域農家の皆様との連携

地域の農家の皆様が生産する、生命力あふれる多様な農産物（果物、穀物等）を、ビールの副原料として積極的に活用します。これにより、農家の皆様に新たな需要と安定収入をもたらし、地域農業の持続可能性に貢献します。

③ 地域の販売・観光事業者様との連携

私たちが製造するビールを、単なる商品ではなく「飲む観光資源」と位置づけ、地域の販売店様、飲食店様、観光事業者様と連携します。ビールを核とした新たな観光体験や特産品開発を共創し、地域全体への交流人口拡大を目指します。

④ 健康経営の推進

従業員およびその家族の心身の健康を重要な経営資源と捉え、健康診断の受診徹底はもちろん、働きがいのある職場環境づくり（適切な労働時間の管理、休暇取得の促進）に積極的に取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費や

エネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

2025 年 7 月 20 日

株式会社 Q Q Q

企 業 名

代表取締役 米澤 雅貴

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。